

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
2	実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名	水戸市長 組織名 総務部市民課
3	個人情報ファイルの利用目的	市民の住所に関する記録の適正な管理	
4	記録項目	住所・氏名・生年月日・性別・世帯主氏名・続柄・戸籍の表示・住民日・住定日・住定届出年月日・従前の住所・国民健康保険の被保険者・後期高齢者医療の被保険者・介護保険の被保険者・国民年金の被保険者・児童手当の受給者・住民票コード・個人番号・宛名番号・世帯番号・通称名・在留期間・在留期間の満了日・在留資格・在留カード等の番号・法第30条の45に規定する区分・国籍等	
5	記録範囲	水戸市に住民登録をしている者及び消除者	
6	記録情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 届出 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外	
7	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
8	記録情報の経常的提供先	茨城県及び地方公共団体情報システム機構	
9	開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 水戸市総務部市民課及び水戸市情報公開センター (所在地) 水戸市中央1丁目4番1号	
10	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
11	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電子処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
12	備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。